

2023年4月28日

各位

三井住友信託銀行株式会社

相続手続きの負担軽減に向けた 「相続人関係図作成支援システム」の利用開始について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)は、相続手続きにおけるお客さまと金融機関双方の負担軽減のため、AIをはじめとするデジタル技術を活用して相続人関係図を作成するシステム(以下、相続人関係図作成支援システム)を開発、利用開始したため、お知らせいたします。

1. 背景

日本では高齢化の進展により、1年あたりの死亡者数が2019年に137万人となり、推計では、2040年頃に167万人とピークを迎えるとされています。不動産や預金等、相続に係るさまざまな手続きを行うには、複数の書類を準備する必要があり、また、手続きには時間を要するなど相続人の方の負担は大きくなっています。

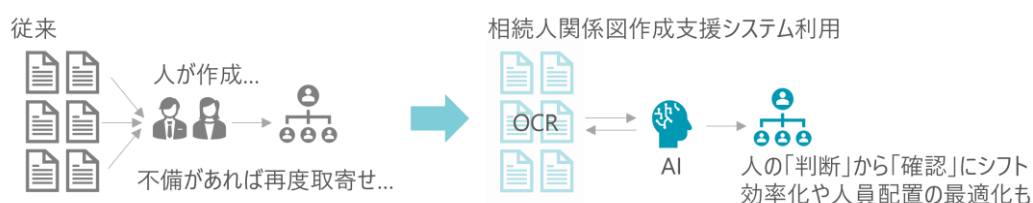
金融機関では、預金や有価証券について、相続人のお客さまへの名義変更や換金手続き(以下、「相続手続き」と総称)を行います。手続きには法定相続人を確定させる必要があるため、被相続人のお客さまの出生から死亡時までの連続した戸籍謄本等を揃え、家族関係の確認を行う必要があります。この業務は慎重に行う必要があることから、一般的に数週間から数ヶ月に及ぶこともあり、加えて戸籍謄本等が不足している場合には、お客さまご自身で追加取得いただくなど、お客さま、金融機関双方にとって大きな負担となっています。

2. システム概要

当社では、お客さまからのご要望が多い相続手続きの負担軽減と短縮化のためAI/OCRなどのデジタル技術を活用して戸籍謄本の読み取りと連続性の確認、不足チェックと相続人関係図の作成ができる「相続人関係図作成支援システム」を開発、利用を開始しました。

従来、人の目で戸籍謄本の内容を読み解き、作成していた相続人関係図について、システムが読み取った内容を人が確認する流れとすることで、専門知識がなくても相続人関係図の作成が可能となります。スキルのある担当者は、高度な知識や人の判断が必要になる複雑な相続人関係図の作成に集中するなど、業務の最適化、迅速化にも繋がります。

なお、本システムを利用した一連の相続人関係図の作成については、ビジネスモデル特許を出願しています。



3. 今後の展望

相続人関係図の作成は、現状、各金融機関で行っているため、金融業界全体の負担軽減、効率化を図るべく、相続人関係図作成支援システムについては、当グループ内での利用にとどまらず、グループ外の金融機関への提供も検討していきます。

三井住友信託銀行は、「人生 100 年時代」の到来等により多様化する、法人・個人のお客さまのニーズに対し、グループ内に有する多様な機能を最大限に活用し、お客さまに安心と安全、さらには、人生の豊かさを提供する「信託ならではの」商品・サービス開発を通じて、お客さまに提供する付加価値の向上を引続き目指していきます。

以 上